

平成31年 第1回 定例教育委員会 会議録

招集日時	平成31年1月23日 午後6時30分						
開会日時	平成31年1月23日 午後6時30分						
閉会日時	平成31年1月23日 午後7時37分						
開催場所	ふじみ野市役所第二庁舎3階 B301会議室						
教育長	朝倉 孝						
委員出席席状況	席番	氏名	出席別	説明のため出席した者			
	1	富田信太郎	出	教育部長 土屋 浩	出	社会教育課長 高崎直成	出
	2	塩野 好一	出	学校教育管理監 朝倉美由紀	出	主幹兼大井図書館長 宮井さゆり	出
	3	伊藤 英夫	出	副参事兼教育総務課長 皆川恒晴	出	主幹兼大井中央公民館長 岩崎明央	出
	4	丸山 昇	出	学校教育課長 榎本 崇	欠	主幹兼上福岡歴史民俗資料館長 橋本鶴人	出
				学校給食課長 小林 清	出	主幹兼おぞろ学校給食センター所長 岡田 彰	出
					社会教育委員会会議長 斎藤 宏	出	
書記	教育総務課主事 太田 一真		傍聴人数	1人			
会 議 概 要							
議 事 等							
第1号議案「ふじみ野市立小・中学校職員服務規則の一部を改正することについて」(可決)							
第2号議案「市指定文化財の指定について」(可決)							
報告事項「ふじみ野市社会教育委員会議への諮問について(答申)」(承認)							
報告事項「ふじみ野市の部活動の在り方に関する方針の制定について」(承認)							
【非公開】							
第3号議案「ふじみ野市教職員人事の内申について」(可決)							
報告事項「専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会職員の人事について)」(承認)							
(18時30分)	○開会の宣告						
教育長	ただ今から、平成31年第1回定例教育委員会会議を開催いたします。						
	○会議録の承認						
教育長	まず始めに、前回定例会会議録の承認についてです。						

事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はございますか。

各委員

(なし)

教育長

特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)。

教育長

それでは、会議録につきましては、この内容で承認いたします。後ほど、委員の皆様の御署名をお願いします。

○教育長からの報告

教育長

次に、報告をさせていただきます。

1 学校について

インフルエンザによる学校閉鎖、学級閉鎖が増えております。

今年の特徴は、東地域の学校が増えておりまして、西地域の学校については、まだそれほどではないところでございます。しかし、これだけ乾燥しておりますので、今後増えていくのではないかと考えております。

報道では長野の小学6年生の児童が亡くなったということもありますので、各学校の学校医の方々と綿密な連絡を取りながら、インフルエンザ等の予防、そして重篤化にならないように注意をしまいたいと思っております。

2 地域協働学校について

来年度に向けて、着々と準備が整っております。私が市内各小中学校に出向きまして、地域向け、教職員向けにそれぞれ説明をしております。明日も、駒西小学校のPTAに対して、約1時間の説明をまいります。また、来週は、駒西小学校と福岡中学校の教職員を対象に説明をまいります。出来れば、19校×2倍の計38回の説明をしながら、地域協働学校が市内全校で着実に進められるようにしてまいりたいと思っております。

また、先々週に民生委員さんの会合の場をお借りして、主任児童委員、民生委員の皆様にご理解いただくということで、説明をさせていただいております。着実に地域への説明、学校への説明を進めている状況でございます。

	<p>以上、報告させていただきましたが、確認事項等はございますでしょうか。</p> <p>各委員 (なし)</p> <p>教育長 よろしいでしょうか。</p> <p>各委員 (了承)</p> <p>○本日の議事</p> <p>教育長 それでは議事に入ります。本会議に提案させていただいた議事の件数は、議案3件、報告事項3件です。</p> <p>○提案理由の説明</p> <p>教育長 では、教育部長から議案3件の提案理由をお願いします。</p> <p>教育部長 (議案書に基づき提案理由を説明)</p> <p>○非公開及び審議順序の変更</p> <p>教育長 ここでお諮りします。本日の報告事項のうち、件数番号3番の第3号議案、ふじみ野市教職員人事の内申について及び件数番号4番のふじみ野市教育委員会職員の人事に係る専決処理の報告は、審議の順序を変更し、報告事項の最後に非公開として御審議いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>各委員 (了承)</p> <p>教育長 それでは、そのように決定いたします。</p> <p>○第1号議案</p> <p>教育長 はじめに、第1号議案、ふじみ野市立小・中学校職員服務規則の一部を改正することについてを議題といたします。</p> <p>学校教育管理監 本議案の説明を学校教育管理監よりお願いします。</p> <p>学校教育管理監 学校教育管理監、朝倉です。よろしくお願いします。</p> <p>第1号議案、ふじみ野市立小・中学校職員服務規則の一部を改正することについてを説明いたします。</p> <p>1枚おめくりいただきまして、規則の部分を読ませていただきます。</p>
--	---

ふじみ野市立小・中学校職員服務規則の一部を改正する規則、ふじみ野市立小・中学校職員服務規則（平成17年ふじみ野市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。第9条に次の1項を加える。2前項の規定による願い出のうちあらかじめ教育長が指定したものについては、校長が承認する。附則、この規則は、公布の日から施行する。ということでございます。

今回の改正では、教職員の職務専念義務免除願の承認者の変更を行うものでございます。1枚おめくりいただきまして、新旧対照表を御覧ください。明確に記されているということではないのですが、現行では、校長その他の教職員の職務専念義務免除願は、全て教育長が承認しておりました。変更後は、改正案のところを御覧ください。校長はこれまで通り、教育長が承認いたしますが、校長を除く教職員につきましては、あらかじめ教育長が指定したものについては、校長が承認することということにいたします。

この改正の効果につきましては、学校の事務量が軽減されること、また、急に職務専念義務免除の必要が生じた場合、例えば、緊急で人間ドック等が必要になった場合等でございますが、学校で速やかに対応ができるということでございます。さらに1枚おめくりいただき、別紙を御覧ください。教育長があらかじめ指定する、校長が承認できる職務に専念する義務の免除の範囲については、こちらに定められております。細かくは読み上げませんが、かなり多数の範囲の中で、学校の事務量が軽減されるということを原案としております。以上で説明を終わります。御審議のほどお願いします。

教育長

この案件について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。

教育長

結論から言いますと、本来、校長が行っていかねばならないことを全て教育長決裁にしていたのですが、校長で十分決裁出来るという判断で、やらせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

各委員

（質問なし）

教育長

よろしいでしょうか。

質問がないようですので、お諮りします。

各委員	<p>第1号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>賛成総員と認め、第1号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
教育長	<p>○第2号議案</p> <p>続いて、第2号議案、市指定文化財の指定についてを議題といたします。</p> <p>本議案の説明を社会教育課長よりお願いします。</p>
社会教育課長	<p>社会教育課、高崎です。よろしくお願いいいたします。</p> <p>第2号議案「市指定文化財の指定について」説明を申し上げます。</p> <p>答申書1枚目を御覧ください。この指定文化財につきましては、平成30年7月25日付ふ教社第404号に市の指定文化財について、文化財保護審議会に諮問し、平成31年1月11日に開催した平成30年度第3回文化財保護審議会において、文化財保護審議会会長から答申を受けたものでございます。</p> <p>答申の内容につきましては、「1 文化財の種別及び種類」、「2 文化財の名称及び員数」に記されております「ハケ遺跡古墳群1号墳出土埴輪 人物埴輪 7点」を、有形文化財として市指定文化財として指定することがふさわしい、という答申でございました。</p> <p>「4 概要」ですが、遺跡発見の経緯、埴輪の年代、埴輪の詳細については、第7回定例教育委員会議で説明いたしました内容とほぼ変わりませんが、ハケ遺跡古墳群そのものについては、昭和12年では古墳と認識されていたものが昭和40年の調査で十三塚と評価がかわった事を確認することができました。</p> <p>答申書の3ページ目、下から4行目、「5 結論」を御覧ください。「ハケ遺跡古墳群において人物埴輪を伴う古墳の発見は、権現山古墳群、権現山北古墳群とともに、新河岸川右岸において古墳時代前期から連綿と墓域として展開していたことを示している。さらに上記7点の人物埴輪は、入間東部地区で初めて出土した人物埴輪であり、複数がまとまって出土している点で、人物埴輪群像の構成や役割を考える上で貴重な資料である。今まで明らかでなかったふじみ野市及び周辺地域の6世紀前半～中頃の様子を知ることができるため、ふじみ野市の有形文化財として指定するにふさ</p>

<p>教育長</p>	<p>わしい。」との指定理由から、今回ふじみ野市指定文化財に指定してよろしいか、御審議お願いいたします。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>今の説明で、1点補足説明をお願いします。古墳ではなく、十三塚である可能性がある意味を説明をお願いします。</p>
<p>教育長</p>	<p>十三塚は中世の信仰として作られた塚であるという考えがございます。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>昭和40年に堀跡を調査しましたが、その時の所見では古墳ではないという報告がされました。その後、昭和40年以降、今回の発見に至るまでハケ遺跡古墳が古墳であるという認識が教育委員会にはなかったという経緯がありました。</p>
<p>教育長</p>	<p>十三塚とは固有名詞なのですか。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>十三塚は全国にあるもので、はっきりしたことはわかっておりませんが、中世に作られたであろう塚で、十三塚という一般名称で呼ばれております。</p>
<p>教育長</p>	<p>一から十三というのはどういう意味があるのですか。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>伝承で一つ大きい塚があって、他に十二小さい塚があるということで、十二支でありますとかそういったことを表しているのではないかという民間伝承もございます。</p>
<p>教育長</p>	<p>この案件について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>市指定文化財として指定することの効果について説明をお願いします。</p> <p>貴重な文化財であるということを市民にお知らせすることが出来るということ、保存につきましても、様々な予算措置をとりまして、公開や修復を行っていくことが出来ますので、頭部だけしか残っていない埴輪の部分などを修復して、皆さんにふじみ野市の歴史をより分かりやすく説明していくことが出来ると考えております。他に埴輪が出土した近辺を中心に、遺跡としての周知をより図っていくことが出来ると考えております。</p>
<p>富田教育長職務代理者</p>	<p>資料を拝見させていただきまして、およそ東松山市周辺で作られたものであって、分布としては行田市の方から県北を中心に、県南の方まで勢力が及んでいたのかということで貴重な資料だと思います。また、高崎課長から周知という言葉がございましたが、例えば、さきたま古墳群に遠足や社会科見学に行く、近隣ですと川越市の資料館に見に行くなどありますが、ふじみ野市に育つ子どもが、地域に誇りを持つということが非常に大事で</p>

<p>社会教育課長</p>	<p>あると思います。ふじみ野市には、そういった歴史がないのではないかと 思っている子どもも多いかなと思いますので、埼玉県の昔の時代からここ には文化圏が存在していたことがわかる資料だと思いますので、周知を図 っていただきたいと思っております。</p> <p>市指定文化財になったということを広報3月号で周知します。また、3 月30日に新河岸川の美化運動に合わせて福岡河岸記念館での特別公開を 考えております。ふじみ野市の市民や子どもが、地域に誇りを持てるよう な形で文化財を広めていきたいと考えております。</p>
<p>教育長</p>	<p>ほかに御質問はございますか。</p> <p>他に質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>第2号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p> <p>教育長</p>	<p>(全員賛成)</p> <p>賛成総員と認め、第2号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>○報告事項</p> <p>次に、審議の順序を変更し、ふじみ野市社会教育委員会議への諮問に係 る答申について、社会教育課長より報告をお願いします。</p>
<p>社会教育課長</p> <p>教育長</p>	<p>社会教育課、高崎です。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告事項「ふじみ野市社会教育委員会議への諮問について」(答申)につ きまして報告をいたします。</p> <p>平成30年6月14日付けで、ふじみ野市における今後の社会教育の在 り方について教育委員会からふじみ野市社会教育委員会議に諮問をいたし ました。内容につきましては、答申資料の諮問書にありますように「これ からの社会教育が、共に生きる豊かな地域社会を構築していく役割を担っ ていくうえで必要なものは何か」という諮問内容です。</p> <p>これを受けまして社会教育委員会議では、答申書最終ページの資料にあ りますように、答申のための専門委員会を発足させ、答申案の作成に至っ ております。答申案を1月21日開催の第4回社会教育委員会議に諮り、 承認を経て教育長へ答申の手交式を行いました。答申内容につきましては 社会教育委員会議の斎藤議長に報告をお願いしております。</p> <p>続いて、答申の内容について、ふじみ野市社会教育委員会議の斎藤議長</p>

社会教育委員会議長

さんから御説明をお願いします。

社会教育委員の斎藤です。よろしくお願いします。

ふじみ野市における今後の社会教育の在り方について諮問を昨年6月14日に受けました。社会教育委員会議では、専門委員会を含めて一昨日この答申をさせていただきました。その内容を御説明させていただきます。

資料の裏表紙をめくっていただきますと目次がありますが、大きく第1章から第4章までの構成で書いております。第1章のとおり活動をして、その結果をもとに第2章を実施し、第2章の結果、第3章、第4章といった流れがありましたので、その順で御説明をさせていただきます。

第1章は「国（文部科学省）の答申等で示されている社会教育の方向性について」ですが、社会教育というものは教育基本法、社会教育法そういったところで規定されている活動ですので、そういったところから逸脱したような形で、ふじみ野市の社会教育の在り方を見ても仕方がないと思ひまして、まずは、中央教育審議会、その他の文部科学省の研究会等の報告書を確認させていただきました。国として社会教育の方向性があるのだということをもとに把握いたしました。枠で囲ったものが確認していった報告書になります。3ページ下部分に○が3つ、4ページに○が2つございますが、これが再確認したものとなります。

そういった国の方向性を確認したうえで、4ページの後半にあります第2章「ふじみ野市の社会教育の現状について」の確認作業に入りました。5ページ下に記載されていますが、昨年度の社会教育委員調査・研究部会で、社会教育事業の現状とあり方の調査と課題を分析しております。それを踏まえて、3公民館長に集まってもらい、現状の確認を進めてまいりました。昨年度の社会教育委員調査・研究部会で、確認されたものの抜粋は、6ページの枠に入っておりますが、そういった内容の聞き取り調査を行いました。7ページの第3章の8行目、平成20年2月、中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」の中に「今後我が国においては、個人の要望や社会の要請に応じて、国民が必要とする力を身に付ける学習機会が提供され…」となっておりますが、3公民館長からの聞き取りでは、個人の要望に関しては、かなり受け入れられており、色々な講座、同好会が進んできております。これは、社会教育施設だけで

はなく、それ以外の施設も進んできていると感じられます。社会の要請に応じることについては、これからさらに充実していかなければならないと思っております。第2章の現状で考えますと、その部分の現状が薄いという感覚でございます。そういったことが、現状の大きな課題として上がっております。

6 ページ下にありますが、平成27年度に教育委員会生涯学習課から生涯学習機能を首長部局（協働推進課）に移管されました。ということで、平成27年度からは、生涯学習機能は首長部局で行い、そのかわりに社会教育関係については、生涯学習課から社会教育課へ名称を変えて、教育委員会で行っております。簡単に申しますと、2本線で平行して社会教育が行われてきたと言えます。これは、特徴があつて、利点があれば悪いことではないのですが、協働推進課と社会教育課の連携がされておらず、社会教育がうまく機能していないという印象がありましたので、協働推進課長、生きがい推進係長に聞き取り調査を行いました。そうしたものを踏まえたものが、第2章「ふじみ野市の社会教育の現状」になります。

そうしたところを確認したうえで、7 ページにあります第3章「ふじみ野市における社会教育の在り方について」を議論していきました。結論から申しますと社会の要請というのは、地域というものが複雑化してきています。そういうことを考えますと、地域課題をしっかりと捕らえて地域課題解決学習を取り入れていかなければいけないのではないかと考えました。したがって、これからの社会教育の在り方の1つ目としましては、地域課題解決学習をいかに生涯学習の中に組み込んでいくかということが大きな要素になります。それから、社会教育を進めていくうえで、行政だけで進めていけるわけではございませんので、8 ページにございますがふじみ野市の中に様々な人材、事業、施設がありますので、活用していかなければ効果は期待出来ません。特に人材については、実際にふじみ野市の色々な委員会等で人材登録制度が取り入れられております。人材登録というところまで進むのですが、そういう方々に学習をしていただいて、地域の課題解決に向かつていただけるかというところの学習をどのようにして社会教育で持っていくか大きなポイントになってきます。また、色々な事業がそれぞれの部署で行われておりますが、それを社会教育として上手く

連携するということも1つの要素になります。それから、社会教育施設やそれ以外の施設をどのように活用していくか、8ページ(3)にございますが、社会教育の資源である、人材、事業、施設を上手く活用することがこれからの社会教育の在り方だと考えております。また、9ページにございますが、社会教育と生涯学習が非常に曖昧であり、生涯学習と言いますと、個人の学習に焦点が当たり過ぎるので、社会の要請にもう一度戻して、地域という意味での公民的なものも教育の中に取り入れていくことを強く考えております。そうしたものをこれからは社会教育としてやっていくべきだと考えております。これが、第3章で私たちが活動した内容になります。

とは言いながら、具体的に色々なことを行っていかないといけないので、社会教育としてもどういうことをやればいいのかと言うことで、10ページにありますように第4章「ふじみ野市における今後の社会教育を充実するための提案について」を答申に入れさせていただきました。11ページに概念図が2つ載っているのですが、簡単に御報告させていただきます。

11ページの上の枠の中なのですが、これから社会教育が担うべき役割と考えております。これは家の形になっており、屋根があり、柱があり、土台があります。土台のところは、今盛んに行われている生涯学習になります。この土台はしっかりしてきているのですが、社会の情勢を入れ込みながら、さらに土台をしっかりして、最終的な目標は屋根の部分なのですが、学びの場を中心とする新しい地域づくりをどんどんと加えていかなければいけません。こうした学びの場から地域づくりへ持っていくために、3本の大きな柱を作っていくとしっかり出来ません。学習体系の整理という1番左の柱は、個人の学習だけでなく、社会の要請も含めた整理をしまして、足りないものは作っていくかなければならないのですが、そうした学習体系を見直して行っていく必要があります。真ん中の柱は、やはり人材が一番大きくなりますので、役割別の人材育成を社会教育で行っていくかなければなりません。人材は、色々な種類の人材を作らないといけません。そして、1番右の柱は、やはり社会教育を進めていくうえでは、行政のネットワーク、学習者のネットワーク、官民を含めた地域のネットワー

ク、そうしたネットワークを上手く作っていく必要があります。ですから、社会教育を担うべき役割と書いてありますが、土台から屋根に向かって、3本の柱をしっかりと作り上げていくことが社会教育の役割だと考えました。そのようなことをするためには、何を行ったら良いのかは11ページの下の方の概念図2のアクションプランになります。

アクションの1から5まで考えておりますが、一番上が生涯学習の更なる充実、上の図では土台の部分になります。アクション2は、市民人材が出来ないとまずいので、上の図では真ん中の柱になります。そうしたことを行い、上の屋根の部分も意識してもらいたいので、アクション3として地域参画への意欲をしっかりと行っていく。そして、アクション4としまして、上の柱の右手になりますが、ネットワークを行政、学校、NPO、大学、企業、もちろん個人を含めて作っていく。こうしたことを行っていきますと、安定もしてきますが規模も大きくなりますので、一番下は行政だけで全て出来ることではありませんので、人材、ノウハウ、資金、教育施設をトータルに考えていくようなアクションを進めようと考えまして、持続可能な社会教育を作っていきます。そうした流れを社会教育活動のアクションプランと考えました。

それからもう1つ概念図3として、13ページになりますが、教育長も学校でお話されているということだったので、社会教育でも果たすべき役割であろうと考えております。概念図の上半分は学校教育でカバーしていくエリアですが、下のところは社会教育が行うエリアになります。ですから、上の学校教育と下の社会教育が重なるところがありまして、それが学校運営協議会として位置づけられるものにしていかなければ長続きもしませんし、一般の市民たちが協力しようとなっていくませんので、ここを両者が重なっていくように持っていければ、社会教育にとりまして、非常に大きな要素だと思ひまして、先ほどの概念図を載せました。そうした形で、14ページと15ページに今までお話した社会教育の在り方についてまとめを9つ御覧いただければと思ひます。

これは答申の報告ではあるのですが、これをもとにしまして、基本計画、実行計画に持って行っていただきたいと思ひまして、御報告させていただきました。

教育長	<p>ありがとうございました。まず、委員の皆様から御質問を受ける前に教育委員会を代表して、私からの諮問に対してこのように丁寧に、そして慎重に御審議をいただいて、本市の社会教育の在り方について、明確に方向性を示していただいたことに対して、心から感謝を申し上げたいと思います。誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
丸山委員	<p>地域協働学校推進のために社会教育が果たすべき役割という形で、非常にすっきりとしています。実際に行うとなると深いと思います。それを全体的にすっきりとまとめていただきまして、これからしっかりと頑張っていかなければならないのだと思いました。ありがとうございました。</p>
富田教育長職務代理者	<p>斎藤議長、社会教育委員の皆様におかれましては、何度にも渡る専門委員会会議、社会教育委員会会議で非常に熱い議論が交わされた結果が、この分厚い内容になっているのだと伺い知れる御報告でございまして、非常に敬意を表するところでございます。社会教育が過度期に入っていて、今までと同じように行っているだけでなく、変革を求められている中で、絶対的な正解が存在しないものに対して、これだけ綿密に調べていただいて、また、今後の方向性まで示していただいて非常にすばらしいと思っておりますが、特に地域協働学校における社会教育に関わる方々の協力が不可欠ということが読み取れますので、これから本市の教育行政の根幹になっていくところだと思っております。今後とも社会教育委員の皆様におかれましては、この地域協働学校に対して色々な御意見をいただきながら、協働していくことが大事だと思いますので、この度はすばらしい答申をいただきましてありがとうございました。</p>
教育長	<p>国の教育審議会が、今年の12月21日に出したこれからの社会教育施設、人口減少社会における社会教育の在り方、あるいは、社会教育施設の在り方を読み解いていきますと、結論は、本来の社会教育が持っていた機能、公民館等社会教育施設が持っていた機能にもう一度原点に戻って、街づくりにどのように施設が役に立つのか、あるいは社会教育が果たしていくのかという所に立ち戻ろうと読み取れます。</p> <p>そういう視点で今回の答申を読ませていただいても、やはり人づくり、</p>

街づくりの好循環をどう生み出していくのかという本来の原点に立ち戻って、いこうという姿勢が読み取れると思っております。

今後、本市におきましては、社会教育の在り方、社会教育施設の在り方が、現在の施設の老朽化に伴いまして、改めて見直されていこうという中で、社会教育委員の皆様が答申に課していただいたソフトをどのようにしてハードに落とし込んで行くかが課題かと考えております。具体的なソフトの面の考え方を具現化していくのが、行政に課せられた課題だと思っておりますので、今後とも教育委員の皆様にも様々な御意見をいただきながら、社会教育委員のそれぞれの知見を生かしていく方向で進めてまいりたいと思っておりますので、今後とも連携を深めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

教育長

ほかに御質問はございますか。

各委員

(質問なし)

教育長

報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

それでは、報告の内容のとおり了承いたします。

○報告事項

教育長

次に、ふじみ野市の部活動の在り方に関する方針の制定について、学校教育管理監より報告をお願いします。

学校教育管理監

学校教育管理監、朝倉です。よろしく申し上げます。

ふじみ野市の部活動の在り方に関する方針について御説明します。

平成30年3月に、スポーツ庁より「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示され、それを受け平成30年7月に、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」が示されました。そのことに伴いまして、ふじみ野市といたしましても、中学校長の意見を聞きながら部活動の在り方に関する方針をこれまで検討してまいりました。

基本的には、国のガイドライン、県の方針に沿って市の方針を策定しているところです。市の方針の概要としましては、4ページ「適切な休養日等の設定」、このあたりが非常に重要な部分でございまして、学期中は週当たり2日以上休養日を設ける、また、平日は少なくとも1日、土曜日及

び日曜日は少なくとも1日以上休養日とする、また、週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

2点目として、長期休養中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、一定程度長期の休養期間を設ける。

3点目として、1日の活動時間は、長くとも平日では原則2時間程度、学校の休業日は原則3時間程度とするとしております。

今回の2月定例教育委員会議にて御協議いただくため、本日は先立って本資料のみを提示させていただきました。御多用のところではございますが、次回会議までに内容を確認していただきますようお願いいたします。

また、今後市の方針が確定しましたら、各学校において活動方針を策定し、ホームページにて公表する予定です。なお、この部活動に関することについては、富士見市、三芳町との関わりが大変深いことから、2市1町の合同検討会議を開きまして、各教育委員会の学校教育課課長、担当指導主事、中学校長会の代表で協議をしているところでございます。主な協議の論点としましては、公式の大会をどのように定義するのか、長期休業中の活動日数などの調整をどのようにするのかというところでございます。それぞれ意見がある中で、共通項を見出しながら進めているところでございます。

以上で説明を終わります。

教育長

今の説明につきましては、次回の教育委員会議でお諮りをするための事前の資料提供でございます。今、管理監から説明ありましたが、この問題は国、県のガイドラインにほぼ従った内容です。

ただ、さらに細かく決めていかなければならないのは、公式大会とはどのような大会にするのか、大会前の部活動の延長をどうしていくかを本市だけで決めた場合、どうしても子どもたちや部活動の顧問から、うちだけ弱くなってしまうのではないかと、練習時間が少ないので負けてしまったとなりかねませんので、これらが不公平にならないように統一していこうと検討しているところです。ただ、本来は、決められた練習時間の中でいかに質の高い練習にしていくかに軸足を置かなければいけないのですが、中々そういうレベルのところに行かないところにつきましては、質ではなく量的なところで統一せざる得ないところも残念ながらあるのは事実でござ

富田教育長職務代理者	<p>ございますので、当面は量的な統一をいかに図っていくのが課題になってくると思います。</p>
学校教育管理監	<p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
教育長	<p>次回の定例教育委員会議で議題になるということでございますので、入間東部では足並みを揃えてとございましたが、近隣の川越、所沢などの事例があるようでしたら、お示しいただけるとありがたいと思います。</p>
各委員	<p>承知いたしました。入間北部の情報は得ておりますので、参考にしているところですが、川越、所沢等は準備しておりませんので、準備してお示しできるようにしたいと思います。</p>
教育長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
各委員	<p>(質問なし)</p>
教育長	<p>報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
教育長	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p>
	<p>以上で、公開とする議案及び報告事項の審議を終了いたします。</p>
	<p>○各課からの報告</p>
教育長	<p>この後は非公開の審議になりますので、ここで各課から別件で報告をしておくべき事項がありましたらお願いします。</p>
	<p>(社会教育課長、大井図書館長より報告)</p>
	<p>○次回の日程等</p>
教育長	<p>続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。</p>
	<p>次回は、平成31年2月15日(金)午後6時30分から、会場は市役所第2庁舎3階B301会議室を予定しております。</p>
	<p>なお、傍聴人の数ですが、5名までとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>(了承)</p>
教育長	<p>それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に5名を限度とします。</p>

それでは、ここからは非公開となりますので、教育部長、学校教育管理監、教育総務課長以外の課長及び主幹並びに傍聴の方は退席をお願いします。

本日はお疲れ様でした。

○第3号議案

ふじみ野市教職員人事の内申について【非公開】

○報告事項

ふじみ野市教育委員会職員の仕事に係る専決処理について【非公開】

○非公開の解除

ここで非公開を解除し、改めて「第3号議案、ふじみ野市教職員人事の内申について」が可決されましたこと及び「ふじみ野市教育委員会職員の仕事に係る専決処理」が了承されましたことを御報告いたします。

○閉会の宣告

以上で、平成31年第1回定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございます。

教育長

教育長

(19時37分)